

## 議 事 金 録

1. 会 議 名 第 7 回 市 民 会 議
2. 日 時 平 成 19 年 9 月 10 日 ( 月 ) 午 後 2 時 03 分 ~ 午 後 4 時 59 分
3. 場 所 大 阪 弁 護 士 会 館 10 階 1001 会 議 室
4. 出 席 者 ( 敬 称 略 ・ 順 不 同 = 2 1 名 )

議 長 大 國 美 智 子

副 議 長 阿 部 昌 樹

委 員 飯 田 秀 男 野 呂 雅 之 郭 辰 雄

福 田 昌 弘 西 村 貞 一

大 阪 弁 護 士 会

会 長 山 田 庸 男

副 会 長 岩 田 研 二 郎 今 川 忠 浦 田 和 栄

桂 充 弘 井 上 圭 吾

企 画 調 査 室 長 松 葉 知 幸

司 法 改 革 推 進 本 部 市 民 会 議 バ ッ ク ア ッ プ 対 応 部 会

部 会 長 小 野 範 夫

委 員 岩 崎 雅 己 瀬 川 武 生 野 口 大

大 阪 パ ブ リ ッ ク 法 律 事 務 所

所 長 下 村 忠 利

元 宮 津 ひ ま わ り 基 金 法 律 事 務 所

所 長 由 良 尚 文

広 報 委 員 会

委 員 長 福 田 健 次

秘 書 課 長 田 村 一 幸

## 議 事

### 1 開会

### 2 議事録署名者指名

議長の指名により，福田昌弘委員と野呂雅之委員になった。

### 3 審議テーマ

#### (1) 公設事務所について

日本弁護士連合会作成のDVD『いま、弁護士は - ひろがる弁護士の活動 - 弁護士って?』を再生した上，岩田研二郎大阪弁護士会副会長から基調報告がなされた。

刑事公設事務所の目的、機能、課題について，大阪パブリック法律事務所所長下村忠利弁護士から、刑事公設事務所の目的、機能、課題について，説明がなされた。

#### 討議

#### 福田委員

弁護士会がパブリックな活動を支援していることを非常にありがたく思っております。都市型の公設事務所について、地域の人から見てのメリットが何なのか、要は弁護士費用を安くしていただいているのか、ほかの事務所ではなかなか引き受けてもらえない事件を担っておられるのか。

#### 下村弁護士

刑事と民事を分けてお話しさせていただきます。

刑事には、当番弁護士制度がございます。弁護士みんなで志を持って分担してやっておりますが、現実にはみんな民事事件をたくさんやりながらですので、行き届いているとは言えません。そこで、大阪パブリック法律事務所では、年末年始，ゴールデンウィーク，お盆休みを担当させていただき，日曜祭日を問わず当番弁護士を頼める体制をとらせていただいております。

それから、国選事件の場合、基本的に国選弁護費用が抑えられているにもかかわらず、事件自体が非常に難しいという事件、論点が非常に多いという事件、また法律的にはかなり勉強しないといけないし、無罪を主張したり、いろいろな法的主張があるなどの難しい事件が起こります。これなども困難事件と言えます。

それから、残虐非道で一般社会の風当たりが非常に強いというふうな事件もございます。正にそういう極悪非道で社会的非難が強い事件こそ被告人の権利が侵害されやすいわけですから、そういう事件こそ弁護士としてのやりがいがある事件ですが、や

はり躊躇される弁護士がおられるかもしれません。

もう一つは、依頼者の方が弁護士なり裁判所なりに不信感を持っていて信頼関係をなかなか築けないという事件がございます。

刑事の関係では、今言いましたような事件はいずれも利益にはつながらない、赤字覚悟の事件ですけれども、私どもの事務所としては率先してやらせてきていただいたという自負があります。

それから、民事の関係では、やはり手間ばかりかかって利益が上がらない事件を積極的にやっていかなければいけないんじゃないかという問題意識がございます。それについてもできる限り対応させていただきたいと思っております。ただ、正に経営をしていく関係でいいますと、この大阪パブリック法律事務所もいろいろ援助をいただきますけれども、法人としては独立採算をしていかなければいけませんので、難しい問題がございます。

山田会長

駆け込み寺的な役割というのが公設事務所の原点です。それを不採算事件と呼んでいます。いろいろ役割がある中で、原点は採算がとれるとれないということを抜きにして、市民がどんな事件でも相談に行けば相談に乗ってもらえる、そういう市民の駆け込み寺として、不採算事件を積極的に手がけていくことです。

野呂委員

公設事務所と法テラスの関係をもう少し詳しく教えてください。

岩田副会長

全く採算の成り立たなさそうな過疎地に、弁護士会がお金を援助しているひまわり公設を出すわけにはいかない。そこを国が補って、法テラスで責任を持ってやっていただくという関係です。

山田会長

正に、民間では採算がとれないので、できないところに、補完的に人を派遣していくことが法テラスの4号事務所の役割です。

岩田副会長

江差のひまわり公設事務所は、裁判所もない、本当の過疎地の4号事務所の例です。

野呂委員

法テラスに所属する弁護士と公設に派遣する弁護士の養成について、説明してくだ

さい。

山田会長

ひまわり公設に派遣する弁護士の養成はあくまで民でやりますから、養成期間中の給与などの経済的負担も研修もスキルアップも、受け入れ事務所がすべてを負担します。

一方、法テラスの場合は、このたび始まった新しいスキームでは、先に法テラスに採用されて、各地の受け入れ事務所に派遣をする、つまり、研修を委託している格好です。だから受け入れる事務所は経済的な負担は一切ありませんし、研修のメニューも基本的に法テラスで独自のメニューをつくって、事件処理も法テラスの処理目標をこなしています。

野呂委員

そうすると、法務省の管轄・職員になるのですか。

山田会長

法テラスは非公務員型の独立行政法人なので、法務省の職員ではありませんし、非公務員です。総合法律支援法という根拠法の中で、個々の弁護士の業務についての独立性の担保はされています。

万一、法テラスのスタッフ弁護士の身分関係について不利益処分をしようという場合には、審査委員会という第三者委員会の意見を聞かなければなりません。法テラスだけで独自の処分ができません。弁護の内容にかかわるのではない行為についての処分をするときでも第三者委員会の意見を聞きながら処分を決めましょうというルールですから、ある意味では身分保障はされています。

下村弁護士

大阪パブリック法律事務所での養成についてご説明します。この9月から旧60期旧司法試験に合格した人の1名採用が決まっています。その人は、既に法テラスと契約して法テラスから給料が出ます。1年間私の事務所で勉強させ、1年たったらどこかの法テラス事務所に派遣しますという前提でうちの事務所のメンバーになります。そして、来年の1月からは新60期ロースクールを卒業して司法試験に合格した人が、3名私の事務所に来ます。1名は、法テラスに就職した上で私の事務所に派遣されてきます。あとの2名は、ひまわり - 過疎地に行ってもいいという前提で来ていただきます。

法テラスの人は、1年間たったらどこかへ赴任することが決まっています。ひまわりの人は、私の事務所で1～2年勉強していただいているうちに、条件が合えばどこかの地方へ行こうという志を持った人です。そういう意味では、法テラス組もひまわり組も志が非常に高い優秀な人材です。

しかし、1年間で私自身の考える熱心な刑事弁護をするだけの経験と能力を身につけてもらえるのか、それから地方に行ったときにクレサラ相談から不採算事件も含めてきちっとやっていけるだけの経験と能力をつけていただけるのか。はっきり言ってなかなか難しいんじゃないかと思います。法テラスの弁護士については、法テラスのほうでいろいろ教育の研修の日程を組んでいます。そうすると、ほかの2名のひまわり志向型の人とどういう形で一緒に勉強してもらうか。4名にどういう形で勉強していただくかというのは全く初めての試みですので、私自身としても皆さんのお知恵を是非かりたいと思っていますところでは。

野呂委員

法テラスの所属弁護士がイメージしづらいのです。どういう勤務形態になるのでしょうか。

下村弁護士

養成中のことについては私から申し上げます。

月給の支給も、健康保険や年金を初めとする社会保障の関係も全部法テラス大阪事務所との契約になっていて、私のほうからは一切出ません。法テラスから国選事件や扶助事件が配点されてきて、それをうちの事務所の設備、事務員などを使って処理していただきます。私の事務所のほうの法テラス以外の事件、私の事務所のほかの事件ももちろんやっていただいて、その売り上げはうちの事務所に入ります。その人の歩合はつかずに、法テラスからもらっている固定給のみ、こういうシステムで1年間勉強していただきます。

山田会長

養成が終わってからの法テラスの弁護士は、大きく分けると2つあります。過疎地の公設事務所、これを4号事務所と言っています、に派遣される弁護士と、それ以外で働く弁護士です。2つは、仕事の中身が全然違ってきます。4号事務所で働く弁護士は、ひまわり公設と同じようにどんな事件でも扱えます。ところが、過疎地以外のところ、例えば各都道府県単位にある法テラスの地方事務所に所属したり、法テラス

の支所に勤務する弁護士は、民事でいえば扶助事件、刑事でいえば国選事件しか受任できません。それ以外の事件は基本的に受任させない。というのは、そういうところは過疎地以外のところですから、我々一般の弁護士事務所がありますから、そういう弁護士事務所と役割分担をしていて、基本的には一般弁護士がきちっとできるところについては扶助、国選しかできません。

刑事の国選については、御承知のとおり、2009年になると大幅に増えるものですから、刑事事件ができる弁護士がたくさん要るわけです。逮捕されたら、すぐ警察に飛んでいかなければならない。しかし、ゼロワンではないけれども、そこまで飛んでいく弁護士は少ないという地方については、法テラスの弁護士がそういう任務を担いましょうという分け方をしています。

勤務形態からいうと、基本的には固定給で、裁判官と同じような待遇で採用されています。ただ、最近言われているのは、ひまわり公設の場合は過疎地は結構仕事が忙しくて、単価は小さいんだけど黒字経営をやっているものですから、収入的には当面実入りがあるんですよ。そういう弁護士と同じように過疎地に行ってるスタッフ弁護士は定額の給料制ですから、そうすると給与の開きがかなり出て、歩合を少し入れないといけないということで、最近になって歩合加算ということで、基本給は裁判官並みなんだけれども、働きに応じて若干歩合を導入するという制度に変わっていますけれども、基本的には給料制です。

飯田委員

法テラスの常勤弁護士について、予算的には大体何人ぐらいが養成できるような形になっていますか。

山田会長

当面の目標は、2009年に被疑者段階で逮捕されたときに全国すぐにどこへでも飛んでいける体制をつくろう、そこを埋めることになれば、法テラスの弁護士は少なくとも200名要ると言われています。

飯田委員

それは毎年研修をして200名ですか。

山田会長

ええ。研修をやって、2009年に200名の弁護士が全国に散らばっているというのが目標になっています。現在2年目で、スタッフ弁護士として法テラスが雇用している

のが約 100 名です。今研修中の者に、今後研修が始まる新 60 期を加えて大体 100 名を突破するぐらいです。だから、来年 61 期のときに少なくとも 100 名近くのスタッフを採用しないと間に合わないという状況です。

スタッフ弁護士を採用することについては、法務省の予算は十分手当てをしています。最近、就職説明会などをやりますと、修習生がかなり応募してきまして、気概の高い弁護士を採るように工夫をしているところです。

#### 飯田委員

日弁連が早くから取り組んでこられたことについて、非常に先見性もあるし、市民のためにということでのいろいろな努力をされたことに敬意を表したいと思います。

2 年後に刑事裁判が大きく変わって裁判員制度も始まるという中で、研修期間が 1 年というのはいかにも短い。どこまで経験、スキルアップできるのか。1 年ほど経験された方が裁判員制度に対応するような刑事弁護に携わるとなると、大変じゃないのかなというふうに思います。弁護士会としてのバックアップ体制を考えておかないと、本人も大変でしょうし、被疑者の方も安心して信頼関係をつくって裁判に臨むということがなかなか難しいのではないかと思います。

#### 山田会長

裁判員制度対応については、基本的にスタッフ弁護士をいきなり一人前の弁護士として法廷に立たせるということは制度として想定はしていません。裁判員裁判というのは重大事件ですから、複数の弁護人で対応する仕組みになるだろうと思います。そして、下村先生のところのような刑事を強化しておられる専門中堅弁護士とペアリングをしながら徐々にスキルアップをしていく、ということを考えています。裁判員制度対応は単に数の問題ではなしに、質の問題、正に刑事弁護の質が問われているので、その中でスタッフ弁護士はある役割は果たさなければならないけれども、いきなり軸にはなり得ないなと思っています。

先ほどの扶助・国選対応というのは、裁判員制度対応とはまた別個で、被疑者段階で逮捕されたときに飛んで行って、被疑者の弁解を聞いて弁護活動を始める、そういう対応を考えています。

#### 野呂委員

法テラスとしての独自の処分ができなくて、第三者委員会というお話がありましたね。ただ、当然所属する単位弁護士会の懲戒の処分はまた別途ですね。何か複雑な

身分ですね。

山田会長

法テラスのスタートのときの議論の中で生み出された制度なのです。徐々に信頼ができてくればさらにもう少し分かりやすい仕組みになっていくだろうと思っています。まだまだ改善の余地はあると思っています。

阿部副議長

法テラスのスタッフ弁護士は、法務省ないしは国との関係で様々な問題が指摘されていますが、今でも、弁護士であって弁護士会にも会員登録しながら企業に所属している企業内弁護士がいますよね。企業は、その弁護士を社員として扱ってさまざまなコントロールをかける可能性はありますが、それと弁護士会としてのかかわりは両立できるんだという発想でやっています。法テラスも独立行政法人で、国そのものではなくて法人ですから、ある部分は企業と同列に考えられるわけで、弁護士が法テラスと雇傭類似の関係になることがそんなに大きな問題なのかなという気がします。

野呂委員

企業内弁護士の場合は、企業における倫理観あるいは企業におけるルールの中で、その企業の営業活動における企業法務活動ですね。ところが、法テラスの弁護士は全く一般市民の活動と密着した法律家の活動をし、被疑者を扱う。そうすると、ちょっと違うのではないかなと思っています。法テラスの弁護士がどういう感覚でやっているのか、知りたいですね。

下村弁護士

企業内弁護士の場合は、企業内弁護士がその企業を相手に訴訟するとか、利益相反はあり得ないですね。ただ、今御心配されているように、法テラスの場合は、法務省、検察庁を国家権力に近い側と考えると、被疑者・被告人のためには国家権力と戦わなければならないというのが弁護士ですから、そうすると法テラスの弁護士が果たしてその点十分腕を振るえるかどうか。企業内弁護士と法テラスの弁護士とそこが違うということだと思います。実は、私も同じような心配を持っていました。

ただ、結局、問題はその人間に依ると思います。そして、法テラスに行きたいという弁護士とひまわりに行ってもいいという弁護士の志・情熱は一緒ですよ。そんなに違いはないです。私自身が実際に60期、新60期の人の面接をし、刑事こうせつ塾で議論をしますと、今の司法改革で日本の司法が大きく変わっていく中で、若手でそれ

なりに自分の人生を賭けて思い切りやってみたいという意味では余り変わらないの  
です。僕のちょっとした安心です。

法テラス組、ひまわり組という形での対立はなくて、この人らの志がこれからの我  
が国の刑事司法の中で腕を振るっていこうという希望を持っています。

西村委員

非常に高い志でひまわり弁護士制度を行っておられるというのは、我々、飯田さん  
がおっしゃったように、感謝します。ありがたいです。

ただ、一番心配するのは財政的な問題です。今、日弁連で日本の全弁護士さんが月  
1,400円を出してやっておられるということですが、大きな負担になっていないとい  
う形になっているわけですね。ただ、今後将来的に考えたら厳しくなるかも分かりま  
せんから、しっかりした基金をつくっておくとか、何か財政的な手は打っておられる  
のでしょうか。

山田会長

そもそも過疎地に弁護士を派遣する、身近に弁護士がいる状態というのは、我々弁  
護士が果たすべき責任なのか、それとも国が裁判を受ける権利を実質的に保障する  
という意味で国の責任かという基本的な考え方の違いがあります。今、弁護士会は、基  
本的には、本来はやっぱり国の責任だと考えています。だけど、国の責任だというこ  
とで手をこまねいて我々弁護士が何もしないということでは、国民に迷惑がかかる。  
だから、国の施策が十分行き渡るまでは、手弁当で会費を集めてひまわり公設とい  
うことで出ていきます。あくまで国の政策が不十分なところを埋めているんだから、い  
ずれは国で恒久的な制度としてはやってくださいと考えています。リリーフ的な役割  
を担っているという理解です。

では、そういう考え方をいつまで続けられるのか、確かに財政的な問題があります。  
ただ、中身をいいますと、新しくひまわり公設事務所をつくる時には、最初の立ち  
上げの経済的支援に1カ所500万円、10カ所つくっても5,000万円です。赤字になれ  
ば補てんをするという約束をしていますが、その後の運営はほとんど黒字です。ひま  
わり公設にいた由良弁護士に話をしてもらいましょう。

問題は、過疎地ではないけれども、弁護士の少ないところに作っている、全国に約  
300カ所の過疎型法律相談センターの大半が赤字で、そこに年間2億5,000万円ぐら  
い使っているのです。我々の月1,400円の会費の大半が、過疎型の法律相談センター

の経常的な赤字を埋めるところ使われてしまっている状況です。

由良弁護士

山田会長がおっしゃるとおりで、ひまわり基金のお金の支出としては、過疎地の法律相談センターに対する運営費の支出と、公設事務所に対する開設費用の支出の2種類がありますが、後者の公設事務所に関する支出については採算がとれている状態です。前者の過疎地型法律相談センター、例えば京都なら宮津の丹後法律相談センターがありますけれども、京都市内からそこに行く弁護士の日当とか職員の経費に全部つぎ込んでいるんです。それはほとんど赤字の状態です。私も、今は日弁連の法律相談センターの運営委員として月1回日弁連でそういう議論を聞いていますけれども、赤字の話は法律相談センターの話ばかりです。

由良弁護士から、平成14年(2002年)10月から3年間、宮津ひまわり基金法律事務所長を務めた経験、司法過疎について説明があった。

阿部副議長

今、宮津は後任の方が行っているのですか。

由良弁護士

はい。1人後任の方が行かれました。京丹後ひまわり基金公設法律事務所にも弁護士1名が行き、丹後地域では今、弁護士2名の体制になっています。

阿部副議長

京丹後というのは旧峰山ですね。相談センターもまだあるのですか。

由良弁護士

あります。旧峰山でやっています。

阿部副議長

宮津支部は、裁判官は常駐ですか。

由良弁護士

1名常駐です。

阿部副議長

じゃ、毎日開廷は一応しているわけですね。

由良弁護士

いいえ。裁判官は、いろいろなことを兼務しています。私がいたころだったら、毎週水曜日は舞鶴簡裁の事件があるので舞鶴に行っていて、不在でした。

郭委員

まず、大阪弁護士会内部の評価、意見はどうかを伺いたいと思います。

二つめは、これだけ全国にこの制度が求められているということは、日本全体のテーマだと思います。この問題について、法務省、最高裁、日弁連として継続的に議論している場があるのか、どういう議論が今出ているのかを教えてください。

山田会長

ひまわり公設は近畿に今 10 カ所ありますが、大阪府下にゼロワンのところがないものですから、大阪にはありません。大阪で身銭を切って費用を負担して過疎地に送り出すということ、必ずしもコンセンサスがとれていたとはいえません。そこで我々執行部としては、今年の 4 月から全国的な状況の中で、大阪は足元ではそういう過疎地は抱えていないけれども、過疎問題について大都市弁護士会として何ができるのかということに真正面から取り組もうと、一生懸命月報等を通じてアナウンスしていますので、これからだと思います。また、大阪パブリックを全面的に支援していくということについて今度総会に諮りますが、一定の距離を置いた意見も出てくるでしょうが、乗り越えていける議論だと思っています。

二つ目については、国レベルで、地域のもめごとは地域で解決できるという機能を地域に充実させないといけないと考えています。ところが、国の施策は、むしろ今までの簡裁、地裁支部を統廃合して、本庁に機能を集中させようとしているのです。弁護士が地域に行っても、地域で簡裁や地裁支部にきちんと裁判官が配置されておらず、そこで紛争解決ができないと、孤立無援で孤島に弁護士だけが押し出されている格好です。だから、日弁連は、裁判官を増やし、地裁支部や簡裁の機能を充実させてほしいと強く言っているのです。けれども、法務省、最高裁は、予算などを理由にして、法曹人口が増える割には、裁判官、検察官を増やしていません。これは根本的な問題です。ここを言い続けると司法過疎は解消できないと思います。

ただ、残念ながら、これについて法曹三者で定期的に協議しましょうというテーブルはありません。今行っている三者協議は、例えば裁判員とか刑事裁判のあり方とか、テーマごとになってしまっています。過疎問題はテーマに入っていないのです。

阿部副議長

たしかに裁判官は、この30年ぐらい実は全然増えていない。ただ、その一方でしばしば言われることとして、市場が機能すれば弁護士過疎はなくなるという意見がありますね。つまり、弁護士の数がどんどん増えていけば、大阪、東京はオーバーフローしてしまう、地方に需要があるのだから、当然そこに弁護士が行くだろうと。これから将来、例えば弁護士が5万人になったら司法過疎という問題はなくなる。結局、司法過疎は、弁護士の数を人間的にもものすごく抑えてきたからこそ起こってしまった問題だ。もう30年以上前の臨司のときに地域分布はめちゃくちゃだということが指摘されていたわけから、そのときから手を打って、ある程度計画的に弁護士の数を増やしていれば、司法過疎というのはそんなに大きな問題として生じなかったはずだ。こういう議論も、やっぱり真剣に受けとめる必要があると思います。

もっと市場、マーケットが機能するような状況をつくっていけば、過疎はおのずからある部分は解消されるはずだ。多分、すごく反論が出てくる議論だとは思いますが、一方でそういうことはあるということはやっぱり重視すべきだと思います。

山田会長

そういう意見があることは間違いないですね。それが弁護士人口さらなる増員論の一つの論拠になっています。臨司意見書で過疎問題が取り上げられた当時と現在とで弁護士人口の伸びでどの程度地方が埋まっているのかという統計があります。実は、格差がどんどん開いているのです。弁護士人口が増えても、東京、大阪に集中して、肝心の地方が埋まらない。地方の中でも本庁と支部とを比較すると、30年前のほうが支部に何人かおられて、それが今はゼロになっている。だから、人が増えれば地方に行く、バケツの水があふれば次のところにどんどん流れるという理屈どおりにはなっていない事実を、統計が示しています。だから、何らかの智慧、戦略が要ると思っています。

臨司意見書が出たのが1964年(昭和39年)です。日弁連の会員は、このとき7,082人、平成16年では2万1,000人、平成19年では2万3,000人います。だから、約3倍以上になっています。

では、それが各地と小単位会との間でどういうふうな分布になっているのかについては、例えば大阪の全体に占める割合は、1964年で全国の弁護士の11.89%でした。それが2004年では13.64%です。東京三会ですと、1964年に47.39%でしたが、2004年は48.41%になり、いずれも増えています。

逆に、東京、大阪とか各ブロックの中心都市を除いた小さな 40 の単位会を見ると、1969 年で 1,699 名、それが 2004 年で 3,888 名になり、全体は 3 倍以上に増えているのに、小単位会は 2 倍強にしか増えていないのです。

さらに顕著なのが支部の人数です。千葉県の佐原支部については、1964 年に 2 人おられたのが、平成 19 年ではひまわりで埋めて 1 になっているわけで、ひまわり公設という施策を何も打たなければ、ゼロという状況です。

佐賀県についていうと、佐賀市内は 2006 年に 42 名になっていますが、支部はむしろ昭和 27 年当時からいうとずっと減っています。だから、地方都市でも県庁所在地はまだそれなりに増えているけれども、支部所在地についてはむしろ昔よりも減ってきているのです。

やっぱり戦略的に知恵を絞らないままだと、地方分布の平準化はしないという傾向が出ています。

最近、朝日新聞で取り上げていただきましたが、今ゼロワンを中心に議論していますが、実はゼロワンの外縁に過疎偏在地域というのは幾らでもあります。そして、日弁連では、ゼロワンを埋めれば、今度はその外縁のところに行く弁護士を経済的に支援しようという政策を計画しています。当面 10 億円ほどの予算をつぎ込んで、そういうところに行く弁護士の開業支援、経済的支援策を總會にかけます。それが来年から正式発足で、今年も予備費の中から 5,000 万円ほど使って、パイロット的に始めようということで、今募集を始めているところです。

国の施策を待っていただけではなかなか埋まらないので、我々自身としては、ゼロワンの次には、その周辺のところをどう埋めていくかということについて戦略的に考え、実行しようとしているのです。だけど、その前提として、先ほど由良弁護士が指摘されたように、地方での紛争解決機能充実ということに、裁判所だって本腰を入れてくれという施策を要求していく。我々は汗をかくけれども、汗をかくのは、国の施策を引き出すためにやるんだということをしっかり考えていないと、持続性のある制度としては定着をしないと思います。

阿部副議長

旧 60 期で今回初めてすべての単位弁護士会に弁護士が来たということで、やっぱり数の問題なんだという議論も出てきていますよね。

野呂委員

弁護士の方々が思っている以上に、市民は、もっと増やしていいという意見が非常に根強いですね。阿部先生がおっしゃったのも、飽和し切っていないから都市部からまだ行っていないということだと思います。やっぱり飽和してくると地方に流れていくしかない。余りにも弁護士が少な過ぎたのが、厳然たる事実だと思います。

阿部副議長

ただ、その一方で、由良さんをはじめとするひまわり基金法律事務所の弁護士さんには、よく決心して行ったと、尊敬の念を抱いています。そこに1人しかいないというのはすごく不安だと思います。ある程度の規模の事務所に所属していて、自分だけでは手に負えなくなったらサポートが幾らでも受けられるのと、過疎地に1人で事務所を構えて、どんな事件でも受けるのとでは、かなり違うと思います。そういう意味で、大都市地域からオーバーフローするようなかたちで若手が過疎地に出ていくようになっても、何らかのサポート体制は必要だろうと思います。

野呂委員

由良さんは、行かれるときに御家族はいらっしゃったんですか。

由良弁護士

赴任時にはいませんでしたが、赴任中に家族はできました。

事務所を経営していたり、事務職員を雇用していたり、家族が学校に行っていたりすると、やっぱりなかなか勇気が要ると思います。

野呂委員

それと、1人しか弁護士がいらないから、ある種の身の危険の問題とかもありますよね。

由良弁護士

最初引っ越してベランダを掃除していたら、向こうの人が「先生、これからよろしくお願いします」とか挨拶をしてきました。何で僕のことを知っているんだと思いました。

西村委員

サポートとしては、もとの事務所にある程度相談などができたのですか。

由良弁護士

所属していた事務所の弁護士、事務員さんが協力してくれましたし、京都弁護士会は、結構皆が顔見知りですから、それぞれその分野に強い人にいろいろ相談をしまし

た。消費者の事件だったら消費者の団体とか、欠陥住宅だったらその団体とか。相手がやくざっぽかったら刑事に詳しい人に、先生、この人ってどんな人ですかと聞いた  
り、そういうサポートは手厚くしていただいたと思います。

西村委員

今度高知県中村市に行かれる人に対して、大阪弁護士会ではサポート体制があるの  
ですか。

下村弁護士

私の事務所は応援しますし、高知弁護士会が随分歓迎して応援していただけるよう  
ですね。人材養成については、今まではそれぞれの養成事務所で終わりになっていま  
した。けれども、過疎地で必ずめぐり会うような事件には、多重債務、高齢者・障害  
者の支援、成年後見があります。それから、夫の暴力からDV防止法を使ってどうや  
って女性を守るのか、労働事件など、本当の庶民の中で起こる事件で、普通の養成事  
務所だけではフォローできないものについては、大阪はそれぞれ専門分野にしている  
弁護士のグループがいるので、そういうところに里子的に事件の修行をさせてもら  
うというようなシステムを今つくろうとしています。養成段階で専門分野の弁護士にめ  
ぐり会っていると、自分が行ってからもまた相談をして、対応できるだろう、そうい  
うネットワークを今年からつくろうと思っています。そういう人のグループがたくさん  
あるということが大阪弁護士会の宝です。それが大都市単位会の責任と  
思っている  
ところ  
です。

由良弁護士

帰ってこられるという安心感がないと、なかなか行きづらいですね。私も最初に手  
を挙げたときに京都弁護士会の役員に3つだけ約束してくださいと言いました。1つ  
は、行くのを1年後にしてくださいと。2つ目、3年後には必ず帰らせてください、  
必ず次の後任の候補者を見つけてくださいと。3つ目は、行く3年間のサポート体制  
をちゃんとしてくださいと。

野呂委員

宮津は、由良さんがお一人行かれて、その地域は1人しか弁護士がい  
ない。そうすると、離婚の件で夫から相談を受けた場合に、妻は遠方の弁護士を頼らな  
きゃいけないのですね。やはり複数の弁護士がい  
ないのにその地域のニーズに対応できるかとい  
うと、なかなか難しいですね。

#### 由良弁護士

そうだと思います。午前中に奥さんからかかってきて、午後に御主人からかかってきまして、ちょっと事情があってあなたの相談は聞けませんと言って断ったことがありました。だから、相手方がどうしても要りますので、同じ地域に2人以上は要ると思います。

私は、修習地は松江でしたが、そのころ島根県弁護士会会員が21人しかいない時期でした。松江の事件屋みたいな人は、5,000円を払って著名な弁護士事務所に相談に回ります。その後に、自分で訴状を出して訴訟を提起するのです。そうすると、相手の人がどの事務所に行っても、その話は聞いていて利害関係があるから受けられないということになるのです。そこまで頭を使っている人がいました。大阪ではちょっと考えられませんが、

#### 西村委員

難しい問題ですが、所長が交代の時期にどのようなサポートができるのかについて、今後本当に真剣になって考えることが必要だと思います。そういうサポート体制があるにしてももっと密接にいろいろな話ができるような方が必要だと思います。どうしたらいいのだろうか。大きな法律事務所さんから順番に3年ごとぐらいに人を出すとか、事務所でカバーするとか、費用はそれなりとはしないといけないけれども、そういうようなことも大阪としても考えなければならぬのかなという感じがしますね。そうしないと、自分の仕事を一切やめてそっちに行って、3年間でまたもとへ戻るといったら、それはしんどいだろうなと思います。まだ初期の若手の段階でも1年間整理してからでないといけないという話をされたぐらいですから、それなりの大きな事務所を持っておられたら結構時間がかかりますね。弁護士会としてサポートするというのが必要ですね。

#### 山田会長

例えば、会長、副会長は1年間事務所を留守にしているので、留守ついでにあと何年間かやってしまうとか。

#### 下村所長

是非やってみてください。私どもも、副所長が2人ぐらいいればもうちょっと勉強もしてもらえるとと思います。今の構想いいんじゃないですか。逆に、大阪パブリックの副所長を3年間やらないと会長や副会長になれないとか。

## 西村委員

話はちょっと違いますが、裁判所がなくなっているということに、我々経済界は残念ながら、余りその辺ぴんと来てないんですね。4～5年ほど前、特許・知財の高等裁判所を東京だけにして、大阪では全部やめるという話になりました。私は、そんなことされたら、大阪のメーカーは皆裁判に負ける、費用だけでお手上げや、それやったら、もうやめとくか、和解するかしか手がない、だから、絶対反対やと具体的に言いました。けれども、ほかの方は余り反対されなかったんです。分かってなかったと思うんですね。裁判所をできるだけ全国にきちっと設けるといふことのほうが大事ななというのは、そのときもつくづく感じたんですけれども、今日お話を聞いて、簡易裁判所もそうなっているのかと驚きました。もうちょっと認識を改めて、もっと物を言わなければならないと思っています。

## 由良弁護士

最高裁は周到にやっていると思います。地裁支部から不動産競売事件、刑事事件、がなくなり、破産事件を全部本庁に持って行って、その上で統計を見たら、事件数が全然ない、それなら裁判官も要らないでしょう、支部にいる常駐裁判官を1人本庁に持ってこられますね、という計算だと思います。支部は最高裁の規則で多分変更できたと思います。だから、国会を通さなくても裁判所の中だけでできると思います。

## 大國議長

大阪パブリック法律事務所は困難事件を扱っている中で、そういう事件に対応するスタッフを養成しなければならないとすると、一体だれがどういうふうに教えて研修していくかというのは非常に大きな問題だと思います。今までは少なくとも2年ぐらいで育ったというお話がございましたけれども、困難事例になればなるほど専門分野の知識、技術にたけた弁護士さんでないと対応できないということもあり得るのではないかと思います。今までは所長さんがあらゆる分野の経験を持っておられて、それが上手に若いスタッフに伝わった。だけど、先ほど所長さんが、その割に中堅層がなくて、どうそれを伝えていくかということに課題があるということもおっしゃいました。そういう全体を考えますと、研修がこのままでこれから本当にスムーズにいくかどうか、何か考えておかなきゃいけないことがあるのではないかと感じましたが、その点についてはいかがでございましょうか。

## 下村弁護士

新しい人材育成というのが私どもの事務所の大きな使命ということになればなるほど、考えないといけない問題ですね。今までは、私が手取り足取り一緒にやる、私のやり方を見て覚えてもらうという手工業的なやり方でやっていたけれども、人数が増えていく、それからまた刑事も民事もそれなりに専門化していくということになれば、組織的な研修、経験をきっちり積んでいくことをやらないといけない、当然おっしゃるとおりでございます。その点いろいろ工夫していきたいと思いますし、先ほど岩田副会長が言いましたけれども、弁護士会の里子制度、それなりの専門の経験を積んでいる事務所にある程度一定期間、あるいは事件ごとに勉強に行って、里子に出してもらって勉強する、こういうことを組織的にやっていきたいと思っております。

岩田副会長

副所長格は、どこの弁護士会も苦労しているところです。それだけの意義を感じても、自分がある程度犠牲にならざるを得ないところなので、犠牲が非常に少ないようなシステムを弁護士会がつくらないと、続きはしないとします。その点、東京などは、相談センターと併設をして事件をいっぱい確保して経済的な難点は乗り越えてきていると思いますけれども、それでもなかなか次のなり手を見つけるのが難しいと言われております。そのあたり、大阪でも人材はたくさんおられるし、志の高い方もおられるので、今鋭意努力しているところです。

大國議長

先ほどおっしゃられましたネットワークというのはできそうな雰囲気なんですか。

岩田副会長

大阪はいろいろな活動分野に集団的に弁護士がかかわっています。東京と比べればそれが特徴です。ただ1人のエキスパートではなくて、ちょっとしたエキスパートの人がたくさんいて、その力たるや大きい。どの分野も今お願いしているところですが、みんな快諾していただいて、幾らでも事件を一緒にやりますよとおっしゃっていただいております。

下村弁護士

やはり事務所を経営しておられる弁護士は、自分の事務所を閉めてまで副所長で来るということには今はなっていない。私の場合、刑事事件にかなり特化した事務所だったので、刑事公設をつくらうというときにぴったりだったんですが、私の任期が終わった後はどうしていくのかは理事者と十分考えていかないといけないのです。

大國議長

将来、クレサラが減ったら黒字ではなくなるのではないかという御意見もありましたね。

下村弁護士

大阪パブリック法律事務所は物すごい赤字ですよ。それをどう黒字にしていくかということである理事者に努力していただいています。

由良弁護士

人間は社会的動物ですから、紛争がなくなるということは絶対ないと思います。今各地のひまわり公設が黒字になっているというのは、サラ金事件を若手弁護士が集中的にやっているというのが一つの大きな原因です。

でも、きちんとしている弁護士だったら、そういう事件がなくなってもちゃんとやっていけると思います。

大國議長

地方の方は、弁護士さんにお金を払うことに余り抵抗はありませんか。私たち、低所得の人たちを対象にしていますと、弁護士さんに支払うお金ということに非常にこだわられる方が多いのです。

由良弁護士

都会も田舎も関係ないと思います。お金がない人については基本的に扶助で受けられるようにしていましたので、ひまわり基金の弁護士にたくさん払わなきゃいけないという人はそんなにいなかったと思います。

大國議長

扶助事件レベルで黒字になるのですか。

由良弁護士

多分、黒字が出ているのは過払い金の回収をしている事件ですね。やっぱりクレサラ事件だと思います。僕が行った2年目は、破産だけで年間55件ぐらい申し立てましたので、かなりのお金になります。

郭委員

ひまわりのような事務所がない場合、その地域の人たちは何か紛争が起こったときにどういうふうな形で処理をしていたのですか。全く泣き寝入りをしていたのですか。

由良弁護士

やくざとか、街宣車も時々来ます。反社会的な集団に依頼することのほうが多かったと思います。もしくは、泣き寝入りをしていたと思います。

郭委員

行政は何も手だてをしないのですか。例えば、無料の相談とか。

岩田副会長

司法書士はどうしていたのですか。

由良弁護士

司法書士は余りいなかったです。宮津には簡裁代理権を持っている人もいなかったですね。

阿部副議長

過払いに気づかずにとんでもない金額を払っていたということは、ある意味では泣き寝入りに等しいことだと思います。支払いを拒絶する権利はあるのに、それを行使できずにいたということですから。

阿部副議長

話は変わりますが、刑事で黒字になるというのは、今の状況では国選の単価を上げない限り無理ですよ。

下村弁護士

そうです。きっちり国選をやるとすれば、労力と、面会に行く、記録を読む、あるいはコピーする、そういうことをすれば経費は上がります。私は、刑事専門弁護士で、十分黒字でやっていたわけですから、それはそのまま全部引き継いでいます。そういう黒字で今の国選の赤字を埋めていますが、それでもトータルとしたらやっぱり赤字が出ていた、ということです。

阿部副議長

法テラスができて、国選の単価の見直しというのは行われているんですか。

下村弁護士

弁護士会としては、法テラスになってからの国選の弁護士費用の低さをどう改善していくかというのは大テーマですね。

下がっているのもあれば、上がっているものもある。うまくいったときには、もっと報酬がちゃんともらえるようにしてもらいたい。今の法テラスの弁護士報酬の規定が

らいくと、一生懸命頑張っても無罪になっても報酬をたくさんもらえるようになってない。弁護士の感覚からいえばおかしいので、改善してほしいという議論をしています。

また、記録の謄写代を出すという話になっていたのが、十分になされていないので、調整中です。

山田会長

今の成果報酬的な考え方を入れることについては、この11月ごろから、部分的には実現します。

だけど、基本的な報酬部分は非常に安い。今、日弁連で基本的な考え方をペーパーに落として、政治家も巻き込んで、裁判員裁判が実現される再来年の春までに是非実現しようとして取り組んでいます。

福田委員

公設事務所のPR宣伝をどういう形でされているんですか。

下村弁護士

3年前に発足したときには新聞やテレビで一斉に報道されましたし、朝日の「顔」にも書いていただいたし、各紙、私の顔写真があちこち流れたりしました。その後、刑事こうせつという形でいろいろ登場する場面がありました。今回10人体制の事務所になって、刑事民事を含めて、新人育成も法テラスやひまわりとの連携で大々的にやっていこうというこの機会を捉えて、大きく報道したり宣伝したりしていこうと理事者に考えていただいています。

福田委員

相談機関とか、地域の活用される方々にどれくらい浸透するかが大切ですね。

下村弁護士

もっと宣伝したらいいと思います。インターネットでの宣伝も考える必要があるでしょう。

岩田副会長

事務所の立地の問題があります。

東京では、豊島区役所の前に東京パブリックがあるのです。そうすると、豊島区役所の人、あそこは東京弁護士会がやっている事務所だから、あなた困っているなら目の前だから行きなさいと言ってその特定の事務所を紹介するのです。しかし、大阪の場合には、例えば北区役所の人に、近いから大阪パブリックに行きなさいと言って

もらうのか、それとも、大阪弁護士会館にある大阪弁護士会総合法律相談センターに行きなさいと言ってもらうのか。立地の関係で、なかなか地域の需要を満たすようにいかないのです。そこで、例えば大阪府下のもっと違うところにもし公設事務所ができれば、場合によったら、近いところはそこしかないから行きなさいというふうに言ってもらえて地域の需要にこたえることができるかもしれないですね。

福田委員

府下市町村でも法律相談窓口がありますので、そういうところで公設事務所があるということを教えてあげれば、また忙しくなって大変かもしれませんが、つながると思います。

下村弁護士

東京パブリックとか北千住パブリックに行きますと、法テラスと法律相談センターとパブリック、その3つが一緒のパンフレットに書いてあって市民に配られています。そういうふうになって市民にアピールされています。大阪は、法律相談センターと今まで連携していませんので、市民の方に知っていただく機会が少なかったですね。

岩田副会長

地域的需要を担うというのは難しいので、新しい試みとして、時間的需要を担うため、日曜のクレサラ相談をパブリック事務所の相談室を使ってやろう、そのうちの1枠は責任を持ってやっていただいて、ほかの相談はまた弁護士会がやろう、そういう意味での市民的需要にこたえる試みをします

大國議長

最近では精神疾患の方、あるいはコミュニケーションのとれない方が増加しているように思います。医療その他の部門とのネットワークは何か考えておられるのでしょうか。

下村弁護士

本当にそれは必要です。今おっしゃられたような事件が確かに増えています。たくさん報道されるようになったということはやはり事件も増えているので、なぜそういう犯罪を犯してしまったのか本人もうまく説明できないというふうな事件が多いですね。それをどう弁護するのかということについて、事件によってケース・バイ・ケースとしか言いようがないのです。たとえば覚せい剤事件については、単に刑を重くしたから覚せい剤をやめるわけではなくて、やはり覚せい剤中毒の人は治療をしなけ

れば再犯に至ってしまうので、医療専門家その他の団体との連携というのは必要ですし、ある程度できつつあります。けれども精神疾患については本当に困りますね。その都度鑑定人を探して打ち合わせをしてというような手作業でやるという感じですね。

私どもの事務所ができるだけ経験を積んで、そういう精神科のお医者さんをいつでも御紹介できるようなデータベースといいますか、こういう事件だったらこういう先生がよく研究しておられますよということを御紹介して、皆さんの参考になればと思います。実は、最初の抱負にそういうことを目指したいと書いたのですが、なかなか実現していないのが事実です。

井上副会長

先日ひまわりの近弁連の合宿で、精神障害者の矯正処遇というか、刑事事件に関する処遇というテーマがあり、雲仙でコロニーをなさっている方の発表がありました。それによると、刑務所へ入っている方は、精神障害者の方あるいは知的障害の方の割合が非常に多く、再犯率も非常に高い。しかし、刑務所の中で何の適切な処遇もされていないし、放り出されるように出所し、出てきたら普通家族にはもう見放されているからホームレスになる。だから、プラスして、精神的な処遇あるいは出所してくるときの架け橋をうまくつくらないとだめだということでした。山本譲司元議員が逮捕されて刑務所に入ってみて驚き、今非常に力を入れられているという報告もありました。

( 3 ) 次回テーマについて

地域司法計画

山田会長

今日の議論の延長です。地域ごとにもう少し司法機能を充実させるためにどうしたらいいのか、今日お話しいただいた問題意識でさらに議論をお願いいたします。

以上で、本日の議事を終了した。

平成 19 年 9 月 10 日